

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

危機関連保証制度

(危機関連保証制度の概要)

対象者	保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者の皆さま
金額	普通保険にかかる保証 2億円以内 (中小企業者が組合の場合 4億円以内) 無担保保険にかかる保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 2,000万円以内
期間	10年以内(据置期間は2年以内)
保証料率	年0.80%
金利	金融機関所定利率
返済方法	原則として均等分割返済
担保	必要に応じて徴求する
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない

※金融機関および当協会での審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください

お問合せ窓口
保証部
TEL 096-375-2000